

西ノ島町新庁舎建設工事設計業務 プロポーザル審査結果報告書

西ノ島町新庁舎建設にあたり、建設工事の設計業務を委託するにふさわしい適性を備えた設計者を選定するため、公募型プロポーザルを行った結果を以下のとおり報告する。

西ノ島町長 升谷 健 様

平成30年7月25日

西ノ島町新庁舎建設工事設計業務プロポーザル審査委員会

委員長 熊谷 昌彦



1. 審査結果

◎最優秀提案者 K I K設計共同企業体

○優秀提案者 株式会社 あおい総合設計

2. 審査委員会委員の構成

役 職	団 体 名 等	氏 名
委員長	米子工業高等専門学校建築学科 名誉教授	熊 谷 昌 彦
副委員長	島根大学 学術研究院環境システム科学系 建築デザイン学コース 准教授	小 林 久 高
委 員	島根県総務部営繕課 課長	杉 原 康 夫
委 員	西ノ島町新庁舎整備検討委員会 委員	岸 本 利 花
委 員	西ノ島町 副町長	濱 田 明 博
委 員	西ノ島町 企画財政課 課長	桶 谷 昌 史

3. 審査経緯

以下の日程でプロポーザルを実施した。

・募集の公告	平成30年5月21日
・参加表明書の受付	平成30年6月 1日 午後5時
・参加表明書等に関する質問書の受付期限	平成30年5月24日 午前12時
・参加表明書等に関する質問書の回答期限	平成30年5月28日
・一次審査結果発表（通知）	平成30年6月15日
・技術提案書提出期限	平成30年7月13日 午後5時
・技術提案書等に関する質問書の受付期限	平成30年6月22日 午後5時
・技術提案書等に関する質問書の回答期限	平成30年6月29日
・二次審査（技術提案書等に係る審査）	平成30年7月24日
・二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	平成30年7月25日
・二次審査結果発表（通知）	平成30年8月 6日

4. 審査結果

I. 参加表明書の審査

(1) 参加表明者

参加表明書等の提出者 7者

(2) 参加資格確認

参加資格を有する者 7者

II. 一次審査

(1) 一次審査の経緯

参加資格を有している7者から提出された参加表明書等について、事務局において以下の評価項目にて採点し、審査委員会で採点内容を確認した。

評価項目	評価の着目点				配点		
	判断基準				小計		
第一次審査【客観的評価】	(1) 事務所の 評価	協力事務所の所在地	協力事務所が島根県又は鳥取県に本社を有する者		5.0	35.0	
		技術職員数	技術職員数を評価する		5.0		
		有資格者数	有資格者数を評価する		5.0		
		同類・類似業務の実績	実績の種類、規模、件数について評価する		20.0		
	(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	意匠	5.0	16.0
					構造	5.0	
					電気設備	3.0	
					機械設備	3.0	
	(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある （上記①、②に加え携わった立場も評価する）	管理技術者		10.0	30.0
				主任技術者	意匠	5.0	
					構造	5.0	
					電気設備	5.0	
機械設備		5.0					
経験年数		実務経験年数を評価する	管理技術者		6.0	19.0	
			主任技術者	意匠	4.0		
				構造	3.0		
	電気設備			3.0			
機械設備	3.0						
合 計					100.0		

(2) 一次審査の結果

7者から提出された参加表明書等について、事務局において一次審査を行った。その結果を審査委員会に報告し、上位5者を一次審査通過者とした。

Ⅲ. 二次審査

(1) 二次審査

提出された技術提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングに係る審査を行った。プレゼンテーションの所要時間は20分とし、技術提案書の説明を求め、ヒアリングの所要時間は30分とし、内容に関する質疑応答を行った。

それぞれの評価基準は以下に示す。

・技術提案書等評価基準

評価項目		評価の着目点及び評価基準		配点	
				小計	
第二次審査【主観的評価】	(1) 業務実施方針 及び手法	業務への取組方針と体制	取り組み意欲の高さや積極性	5.0	30.0
			発注者を支援する姿勢、業務への工夫、配慮	5.0	
		業務への取組体制	設計チームの特徴及び技術力	5.0	
			工程計画の工夫や協力体制、業務分担体制等	5.0	
		設計上特に配慮する事項	業務内容、業務の背景や課題等の理解度	5.0	
			総合的見地からの考え方の的確性	5.0	
	(2) 特定テーマに 対する技術提 案	【テーマ1】 地域特性を活かした魅力ある建物外観及び機能的な土地利用 及び建物配置についての基本的な考え方	的確性	15.0	45.0
			独創性	15.0	
			実現性	15.0	
		【テーマ2】 基本計画に定める庁舎整備の基本方針1「防災拠点に相応しい安全・安心な庁舎」を実現するための建築計画、構造計画、建築設備計画 等に関する考え方	的確性	15.0	45.0
			独創性	15.0	
			実現性	15.0	
【テーマ3】 基本計画に定める庁舎整備の基本方針2「誰もが利用しやすい親しみやすい庁舎」を実現するための建築計画（木材利用を含む）、建築 設備計画等に関する考え方		的確性	15.0	45.0	
		独創性	15.0		
		実現性	15.0		
【テーマ4】 基本計画に定める庁舎整備の基本方針3「柔軟で効率的な行政サービスが可能な庁舎」を実現するための建築計画、構造計画、建築設備 計画等に関する考え方		的確性	15.0	45.0	
		独創性	15.0		
		実現性	15.0		
【テーマ5】 基本計画に定める庁舎整備の基本方針4「長く使える環境にやさしい快適な庁舎」を実現するための建築計画、構造計画、建築設備計画 等に関する考え方		的確性	15.0	45.0	
		独創性	15.0		
	実現性	15.0			
【テーマ6】 基本計画に定める庁舎整備の基本方針5「人々の交流を促進しまちづくりの拠点となる庁舎」を実現するための建築計画、構造計画、建 築設備計画等に関する考え方	的確性	15.0	45.0		
	独創性	15.0			
	実現性	15.0			
【テーマ7】 資材高騰及び職人不足等により離島部での建設コスト上昇及 び工期の増が懸念される中、工法選定及び資材調達方法に関する考え方	的確性	20.0	60.0		
	独創性	20.0			
	実現性	20.0			
合 計					360.0

・ヒアリング等評価基準

評価項目	評価の着目点	評価基準	配点
第二次審査 【ヒアリング】	取り組み意欲、 計画の理解度	積極的な取り組み意欲、計画の理解度等をヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査する。	20.0
	提案内容の具体性 諸課題への対応力、適応力	提案内容の具体性、諸課題への対応力等を質問に対する応答の明快さ迅速さで総合的に審査する。	20.0
合 計			40.0

(2) 二次審査結果

二次審査を行った結果、以下のとおりとなった。

1位 K I K設計共同企業体 ・・・ 最優秀提案者

2位 株式会社 あおい総合設計 ・・・ 優秀提案者

(3) 最優秀提案者 審査委員長講評

旧来の庁舎は敷地が狭く、自然採光や通風がとれなくて、執務環境向上と住民サービスの充実は重要な課題であった。これらの課題に対して、コンセプトとして「日だまり」の空間、風土に馴染み永く町民に親しまれる建築、内部外部に様々な活動の場所をつくり、町民がタウンホールとして育てていける庁舎をあげている。配置計画は、北側に庁舎、南側に駐車場とし、風土と環境を大切にしたパッシブデザインを建築やランドスケープにまで展開している。しかも、長い年月に耐えられる端正なデザインを目指している。具体的には、光と風の道、軒の出や深い庇、バルコニーなどによる外壁の保護や日射熱負荷の低減、自然光の活用による照明負荷の低減等環境負荷を抑える手法が様々な個所で見受けられる。さらに、鉄筋コンクリート造と木造の混構造で特殊な工法や技術にたよらない計画となっており実現可能性が高い。なお、環境に共生する、将来にむけた現代的でお洒落なデザインを組み入れて欲しいとの意見があった。

島の風土と環境を丁寧に読み込み、実情にあわせて現実的に解決する計画を評価した。

5. プロポーザル全体 委員長総評

庁舎に対する町民の要望は「安全・安心」「利用しやすく親しみやすい」「柔軟で効率的なサービス可能」「長く使える環境にやさしい」「人々の交流を促進するまちづくりの拠点」となる庁舎です。

一般的に（西ノ島に限らず）地方自治体では、設計者の選定に際して、設計報酬価格の多寡による入札方式が採用されてきた歴史があります。西ノ島では、図書館に続いて新庁舎においても、プロポーザルとして取り組む姿勢は大いに評価されるべきと考えます。また、公開ヒアリング方式を取り入れ、公平と公開の原則にもとづいた設計者選定を行うに、新庁舎建設に向けた町の意気込みを感じます。

今回の設計者選定は対象を島根県と鳥取県という山陰地域に主な拠点を置く設計事務所や設計企業体においた点に、地元への深い愛着をもって設計にあたっていただきたいとの町の姿勢がありました。それにこたえて、参加表明書は7の設計事務所や設計企業体から提出されました。第一次審査では、業績、建築意匠・構造・設備等の資格者数等で庁舎を設計するに十分な能力を有する上位5者を選定しました。各者に技術提案を求めたところ、各者それぞれの主張を盛り込んだ提案が提出されました。今回提出のあった5者いずれの提案も限られた期間の中で、内容・表現ともに素晴らしいものでした。また、プレゼンテーションにおいても20分の制限時間内で、コンピュータを駆使して説明された提案者の熱意と努力は高く評価したいと思います。選定委員会では、まず各テーマについての的確性・独創性・実現性を検討しました。その中でも、提案者のコンセプト、風土や環境のとらえ方、自然災害への対応、執務スペースの考え方、建物配置と駐車場の関係、建物の維持管理、長期的なコスト意識をさらに協議したうえで評価をいたしました。

今回のプロポーザルはコンペと違い、提案を通して設計者の能力を図り、人を選定するとの原点にかえて審査を行いました。

選定された提案は、北側に庁舎を南側に駐車場を配置しています。コンセプトは西ノ島町民の心をつなぐ「日だまり」のような空間、風土になじみ永く町民に親しまれる建築、内部外部に様々な活動の場所をつくり町民がタウンホールとして育てていける庁舎としています。パッシブデザインを基軸としており、島の実情をふまえて各7つのテーマに対して丁寧に現実に沿った工夫が各所に見受けられました。

新庁舎が真に有効に機能するためには、庁舎を使用する職員や町民との連携・協力が重要であり、こうした建築以外の諸条件の整備を図ることが、将来の西ノ島町民へのサービス体制を確立するに大きな貢献をすると考えます。

今後、関係者にはこれらの点に十分に配慮のうえ、設計作業や関連の準備業務を進めていただき、今回の公開ヒアリングを含む、「プロポーザル」が、西ノ島町民の誇る「新庁舎」へと結実することを審査員一同期待するものです。